

市長記者会見

令和6年3月19日



保育所等における災害発生時の 臨時休園等の基準について

~線状降水帯発生を踏まえた災害対応に向けて~





(1) 経緯

- ・近年、全国規模で短時間での記録的大雨が多発するなどの気象状況の変動による災害の激甚化
- ・ 本市でも、令和元年東日本台風や令和5年台風第13号などの豪雨災害による 甚大な被害の発生
- ・本市では防災力を高めるため「逃げ遅れゼロ」「災害死ゼロ」を目指す取組 みの推進
- ・ 児童のいのちを守る観点から、国の通知・調査研究等を踏まえ、災害発生時の臨時休園等の対応について市独自の基準を策定

(2) 対象施設

保育所・地域型保育事業所・認定こども園・認可外保育施設・幼稚園・放課後児童クラブ

(3) 施行

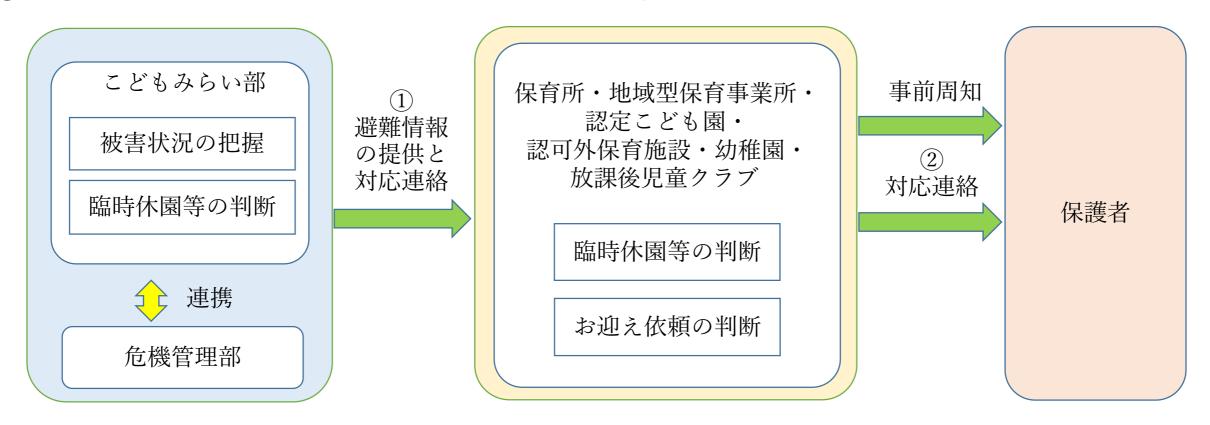
令和6年4月から

2 連絡体制について





- ①施設が「休園等判断基準」に沿った対応がとれるよう、避難情報(※)が発令された場合、 市は速やかに対応について連絡する。
- ②施設は、保護者に臨時休園等について連絡する。



※ 「高齢者等避難」、「避難指示」、「緊急安全確保」の発令は、災害対策基本法に基づき市町村長が発令する。



連絡体制について



(参考) 避難情報が発令された場合にとるべき行動

	大雨の場合					
避難情報と取るべき行動	智戒レベル	発令される 避難情報	状態	具体的な状況	取るべき行動	
	5	緊急安全 確保	災害が発生または切迫	・大雨特別警報が発表・河川が氾濫または切迫・土砂災害が発生	ただちに命を守る最 善の行動をとる	
	4	避難指示	災害のおそれ が高い	・河川が避難判断水位を超え、氾濫危険 水位に到達することが予見される状況 ・土砂災害発生のおそれが高い状況	危険な場所から全員 すみやかに避難する	
	3	高齢者等 避難	災害のおそれ がある	・河川が氾濫注意水位を超え、避難判断水 位に達することが予見される状況 ・土砂災害発生のおそれがあり、降り続く 雨により危険度が高まると予見される状況	避難に時間のかかる 人(高齢者や障がい のある人) は、危険 な場所から避難する	
	2	-	気象状況の 悪化	ELEVAND & NAME OF	ハザードマップなど で自分の避難行動を 確認する	
	1	-	今後気象状況 悪化のおそれ	<u>-</u>	災害への心構えを高 める	

津波の場合

※詳細は津波ハザードマップを確認しましょう。

種類	取るべき行動		
大津波警報	沿岸部や川沿いにいる人(特に津波ハザードマップで色がついている場所にいる人)は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。津波は繰り返し襲ってき		
津波警報	ますので、津波警報が解除されるまで安全な場所から離れず避難を続けてください。ここなら安全と思わず、より高くより遠い場所を目指して選難しましょう!		
津波 注意報 (選輯指示*) *海岸環境 の地域	海の中にいる人もしくは海岸 堤防などより海側にいる人は、 ただちに海岸から離れてくだ さい。注意報が解除されるま で海に入ったり海岸に近づい たりしないでください。		







(1) 大雨時

	警戒レベル(避難情報)	警戒レベルが発令されたときの施設の対応					
開園時間外	警戒レベル3(高齢者等避難) 警戒レベル4(避難指示) 警戒レベル5(緊急安全確保)	● 午前5時の段階で発令が解除されていない場合、臨時休園とする。● 午前5時から開園までの間に発令された場合、臨時休園とする。					
	警戒レベル3 (高齢者等避難)	臨時休園とする。保護者へ速やかにお迎えを依頼する。					
開園時間中	警戒レベル4 (避難指示) 警戒レベル5 (緊急安全確保)	■ 臨時休園とする。・ 避難場所等(垂直避難を含む)へ避難する。					



3 臨時休園等の基準



(2) 地震・津波時

	区分	発災・発表後の施設の対応			
開園時間外	震度5弱以上	 ● 午前5時の状況により、施設の被害、ライフライン、 職員体制等を確認し、施設の運営が困難な場合は臨時 休園とする。 ● 午前5時から開園までの間に発生した場合、速やか に施設の被害状況等を確認し、施設の運営が困難な場 合は臨時休園とする。 			
	津波注意報以上	■ 津波浸水想定区域は、午前5時の段階で津波注意報が解除されていない場合、臨時休園とする。● 津波浸水想定区域は、午前5時から開園までの間に津波注意報以上の発表があった場合、臨時休園とする。			
開園時間中	震度5弱以上	● 施設の被害状況等を確認し、施設の運営が困難な場合は臨時休園とする。・ 保護者へお迎えを依頼する。			
	津波注意報以上	● 津波浸水想定区域は、津波注意報以上の発表があった場合、臨時休園とする。・ 避難場所への避難が必要な場合は避難する。			



(市職員による動画アニメ制作)



1 子育て10のヒントとは

1 「親も子も楽になる!子育て10のヒント」

・ペアレント・トレーニング(発達に課題を持つ児の保護者向け子育て支援プログラム)を参考にし、そのエッセンスを取り入れた子育てのヒントを、臨床心理士が中心となり4コマ漫画で紹介する冊子を作成した。

専門的で具体的な子育てスキルを親しみやすいイラストで市民にお届けしている。

2 状況

- ・令和4年度冊子1000冊発行、好評につき令和5年度3000冊に重版プ令和6年度10,000冊発行予定
- ・「子育て10のヒント出前講座」依頼増加件数前年度比3倍/(R4年度2件16名 ▶ R5年度6件128名)

冊子重版、講座依頼の増加を受け子育てスキルの情報を必要とするニーズを把握

→より効果的な普及啓発方法として「動画」を作成





2 期待できる効果

拡散性が高い

親しみやすいアニメーションにより 紹介される子育てスキルは、

- ・短時間で情報を発信できる
- ・SNSとの相性が良い
- ・様々な媒体を通じて拡散されやすい





市民に、より広く届く

効果的に理解できる

親しみやすいアニメーションにより 紹介される子育てスキルは、

- ・視聴者の記憶に残りやすい
- ・具体的なイメージを届けやすい
- ・多くの情報を発信できる



市民に、より深く届く





3 まとめ

これから

アニメ化



YouTube等での 普及啓発



広く深く市民に届ける





アニメ化により「子育て10のヒント」を知る機会が増える

⇒ 子育てに余裕が生まれ 子育ての自信と楽しさに繋がる





案 件 3

令和5年台風第13号の激甚災害指定に向けた 調整結果(不採択)とその要因について

これまで調整を進めていた台風第13号の激甚災害指定(局激)の農林関係災害について、指定されない結果がわかった。

【局激指定(農林関係被害)の条件】

- ✓ 市の農業所得推計額の1割を超える被害額(※)があった場合 (※) 本市では、約2.9億円(①)
- ✓ 台風第13号による農林業被害額 → 約9.4億円(②) (令和5年10月6日・県公表)
 [内訳] 農地被害約3億円、農業用施設被害約2.8億円
 農業被害約1.38億円、林業被害約2.2億円、水産業被害約10万円
- ✓ 国による、今般の公共災害復旧事業の災害査定額 ⇒ 約1.74億円(③) 「内訳」農地等査定額 約1.07億円、 林道査定額 約0.67億円



【結論】約2.9億円(1) > 約1.74億円(3) となり、不採択となった

【災害査定額(③)が昨年10月公表の農林業被害額(②)に比し、減となった理由】

- ✔ 災害査定対象外の散発的な小規模な被害が多数(約6.15億円)【④】
 - ※公共災害復旧事業は、工事費で40万円以上、かつ経済効果が大きいものが対象。
- ✔ 農作物等の農業被害(約1.4億円)は除外【⑤】
- ✓ 残り約1.85億円【=②-4-5】が災害査定で約1.74億円に決定 (査定率94.7%)